オットセイ漁規制に対する仕方なさの奥行き
――大槌町赤浜地区の漁業者の語りを中心に――
Inevitable Acceptance of Regulation of Fur Seal Fishing: Based on Narratives by the Fisher of Akahama, Otsuchi City

吉田 静
YOSHIDA Shizuka

This paper attempts to clarify why the regulation of fur seal fishing was accepted by the fisher of Akahama district in Otsuchi city, Iwate prefecture. This regulation was enforced when shore fishery was in decline; as a result, some fisher went out of business. Others who avoided failing in business could narrate us the scenario behind the acceptance of the regulation. Thus, it is insufficient to state that it was only the fisher's ability to adapt to the change of time.

キーワード：オットセイ（fur seal）、漁獲規制（regulation of fishing）、漁師（fisher）、調査漁獲（fishing as investigation）

1. はじめに

三陸の沖合いには、1 月頃になるとオットセイがやってくる。桜が咲く頃には北上し、カナダ・アメリカの方へ帰っていくオットセイは、海の凪いだ日、片手〔前脚〕を立てて、すっかり丸くなって水面に浮かびながら昼寝をしているのだという(1)。かつて、そのように昼寝するオットセイを、船の上から狙う人びとがいた。本研究の調査対象地である岩手県上閉伊郡大槌町赤浜地区の漁師たちもそのなかの一部である。彼らが乗る船では、昼寝するオットセイの群れが見つかると、「だぁー、いたいたぁー、寝てるぞー」と声が上がる。見張り番をして起きている 1 頭を撃つか、銛で突くと、他のオットセイたちは、「ぽーんぽーん」と逃げていくので、彼らは、船の先に立ち銃を構え、それらを捕らえていた。

赤浜地区のある岩手県上閉伊郡大槌町は、岩手県の沿岸、釜石市の北に位置し、大槌、小槌、吉里吉里、金沢の 4 つの村が合併してできた町である。人口は、平成 29 年 9 月 30 日現在 12,110 人、世帯数は 5,430 世帯で(2)、「三陸特有のリアス式海岸で、親潮と黒潮が交わり合い豊かな資源が集まる漁場」である大槌湾と船越湾の 2 つの湾に面している(3)。海に面したところ以外は山で囲まれ、海沿いを埋め立てて町を形成してきており、2011 年の東日本大震災では、甚大な被害を受けることとなった。

オットセイを追う漁師たちがいた赤浜地区は、大槌湾の吉里吉里半島七戻り崎の内湾にある漁業中心の集落である（大槌町漁業史編纂委員会 1983: 58）。大槌町の中心部である町方地区からは、自転車を 20 分ほど半島の先の方へ走らせた場所に位置している。江戸時代より吉里吉里村の枝村であったが、船越湾に面する吉里吉里地区とは山を隔てた位置に

ある。国勢調査によると、震災以前の 2010 年には人口 863 人、世帯数 316 世帯の集落であったが、震災後 2015 年には人口 458 人、世帯数 199 世帯にまで減少した。

この赤浜地区は「日本一と謳われた突棒の本場」であったと言われている（吉野・西山 2013: 83）。突棒漁（つきんぼうりょう）とは、船の先から 5 メートルほどの銛を投げ、泳いでいるカジキやイルカなどを突く漁法である。赤浜に生まれた小豆島栄作が、銛に猟銃を併用することを考えつき、漁の効率を上げることに成功したことで、この地域では突棒漁が盛んに行われていた（吉野・西山 2013: 84）。オットセイ漁では、鉄砲を用いたイルカ突棒漁とは異なり、銛を使うことはない。うまくタイミングを見計らって撃たないと沈んでしまうイルカとは違い、オットセイは死んだ後に浮いてくるためである。赤浜地区の漁師たちは、この船上で鉄砲を扱う技術を用いて、オットセイを漁獲していた。

しかし現在、オットセイ漁は国際条約によって禁じられている（和田 2010b: 49）。本稿では、海上漁獲を禁じたオットセイ漁規制が、赤浜地区の漁業者によって仕方ないものとして語られるさまに着目する。そして、規制が漁船漁業を取り巻く厳しい時代背景のなかで生じており、規制を仕方ないものとして語ることは、その後も倒産することなく漁業を続けてこられたことによって可能となっていることを明らかにしていく。赤浜地区の漁業者の語りに注目し、規制が仕方ないものとして語られる背景を考察する本稿は、オットセイ漁規制に順応できた漁業者の姿のみを描くことの不十分さを示すこととなる。

2. オットセイ漁規制の歴史と解禁運動

オットセイ漁規制の歴史は古く、明治時代にまでさかのぼる。世界でオットセイの猟獲が大々的に行われるようになったのは、1800 年代である（和田 2010a: 134）。1800 年代前半に、毛皮の需要からオットセイを狩猟していくアメリカ・カナダ・ロシアの猟船に対抗し（大槌町漁業史編纂委員会 1983）、日本も 1897（明治 30）年には、ラッコ・オットセイ猟業の振興を目的とした遠洋漁業奨励法を制定する（和田 2010a: 140）。

このような状況下で、オットセイの生息数は急激に減少することとなり、これに危機感を抱いた関係諸国は、1911（明治 44）年に「猟虎及膃肭獣（らっこおよびおっとせい）保護国際条約」を成立させることとなった（和田 2010b: 141）。この条約によりオットセイは長らく禁じられ、1940 年に日本が同条約を破棄したことで太平洋戦争中はオットセイ漁を行うことができたものの、1945 年の敗戦後は GHQ によってオットセイの海上猟獲が再び禁止される（和田 2010a: 144）。1951 年からは、吉田・ダレス書簡の覚書によって新条約締結まで自発的な禁止措置が取られた（大槌町漁業史編纂委員会 1983: 60）。

終戦後には、赤浜地区に拠点を置く「全国海獣猟獲組合連合会」「北日本海豚漁業協同組合」などが政府に対してオットセイの海上猟獲を求める陳情を行っている（和田 2010a: 146）。赤浜漁業協同組合の組合長も務めた川口鶴松を中心として、赤浜地区の漁業者がオットセイ漁の解禁を求める運動を行っていたのである（大槌町漁業史編纂委員会 1983: 61）。「鶴松さんにとって、オットセイを捕獲するのは夢」だったのだと、彼のことを知る人は語る(4)。1952 年に大槌町で日米加 3 国のオットセイ合同調査が実施され、翌 1953 年には、日本独自に大槌町赤浜の突棒船を使って三陸沖でのオットセイ調査が開始された（和田 2010a: 144）。この調査も赤浜地区の漁業者が誘致したもので、調査結果が出たのちに、オットセ

イ漁解禁を目指していたからである（大槌町漁業史編纂委員会 1983:61)。

だが、1957 年のオットセイ保護条約改正において、海上猟獲が認められることはなかった（和田 2010a: 146)。「鶴松さんの夢」は、叶わなかった。赤浜の船主の娘であるAさん（昭和9年生まれ）によると、父親と一緒に水産庁などを訪れていた当時、すでに、「絶対、調査船してもね、オットセイは許可にはなんないよ」ということを耳にしていたという(5)。そして、「国の方針、世界もそうなるし、世の中変わって来た」ために、「昔のようにね、獲ってもいいことになるって思って（みんな）協力したんだけど、結局、……調査で終わった」のだと語る。

漁師のBさん（昭和9年生まれ）は、「(鶴松さんたちが）頑張ったっけどもさ、できなかった。日本ばりのあれ〔決まり〕でねぇもんなぁ」「世界の、あれだもん」と述べ、世界での決まりであるオットセイ漁の規制を仕方ないものとして語る(6)。加えて、オットセイは三陸沖に「ただ回遊してくるだけで」、「あっち〔アメリカ、カナダ〕が、本家本元なんだもん。日本にいる訳でねぇんだもん」と説明する。オットセイ漁の規制は日本だけの決まりではないため、赤浜の漁業者がいかに日本政府に陳情へ行こうとどうにもならず、現に赤浜地区の漁業者による解禁運動は実を結ぶことはなかった。Bさんは、回遊してくるオットセイを目撃するなかでアメリカやカナダから来ることを、身をもって理解し、解禁運動の不結実も目の当たりにしていた。

解禁運動の不結実は仕方ないものとされ、オットセイ漁解禁を求める声は今や、もう語られることはない。では、なぜ現在オットセイ漁解禁は求められず、規制は仕方なかったこととして語られているのであろうか。仕方なさが語られる背景を理解するために、次節以降では、解禁運動の後の様子について触れていく。

3. 厳しい漁船漁業のなかでのオットセイ漁規制

1957 年にオットセイ保護条約が締結された後、赤浜地区の漁業者にとって更なる大きな動きがあった。終戦後、新条約締結まで自発的な禁止措置が取られたオットセイ漁ではあったが、『大槌町漁業史』(大槌町漁業史編纂委員会編、1983 年）によると、当時オットセイの「密漁や密売事件があい次ぎ」起っており、結果としてイルカ突棒漁に用いられてきた猟銃を返上することになったのである。国際条約が正式に締結されたことで、岩手県は密漁による国際信義の失墜を懸念して、イルカ漁の禁止も念頭に置いて対策を考えることとなっていく（大槌町漁業史編纂委員会 1983: 61)。

そのような状況下で、1958 年に、自発的な猟銃の返上による転換資金の請願運動を川口鶴松らは行うようになり、5 億円の閣議決定がされた（大槌町漁業史編纂委員会 1983:61)。当時の赤浜では、毎日新しく造られた 30 トン程の大きな船が出てきていたのだとBさんは話す。転換船と呼ばれるそれらの新造船は、オットセイ生態調査に用いられた。船主の娘であったAさんは、調査の傭船契約が決まっていたこともあり、30 トン型の船を造ったと説明する。Aさんの家の船は、赤浜でも早い時期に転換船を造船したため、優秀船として扱われ、10 年近くオットセイ生態調査の傭船契約を継続することとなった。

Aさんは、オットセイ調査の頃の思い出を楽しそうに語る。日米加3国のオットセイ合同調査の際に赤浜へ来ていたカナダ人研究者とは、英語が出来ないながらも、コミュニケ

ーションを取っていた。外国の研究者には通訳が付いていたのだというが、通訳が熱を出した時に調査船が時化で出せなくなり、当時高校生だったAさんが懸命に辞書を引き、単語を指さしてそのことを伝えたこともあった。大槌町の伝統芸能である鹿子踊りを一緒に見た時には、踊りの名称を聞かれて「ライオンダンス」と答えたということも、笑いながら話す。Aさんは、彼との思い出を「にぎやかで」「ほんとに楽しかった」と振り返る。

だが、Aさんの思い出のなかで、もっとも良い時代として語られるのは、調査にも従事していた船ではなく、その前に使われていた船の頃である。同じ船主の船は第○という数字で船を区別するが、Aさんは「一番よかったのは、第二のうちだよ」と言う。そして続けて、「（第二の）船が格好良くて、ねえ」、「ほんとに一番綺麗だった。……ほんとにスタイルが良かった。私これ見て、うちの船、一番格好いいなぁーっと、思ってた」と、表情豊かに語る。そしてその頃の魚市場の様子を、「当時の市場は、凄かったもんね。……はあーっと、この、カジキのね、ものがぱーっと並んで」と教えてくれた。

オットセイ調査を行っていた当時、調査にも従事していた赤浜の転換船を取り巻く状況は厳しいものであった。調査としてはオットセイ漁を行い続けることができたものの、調査としてのみで終わってしまい、オットセイ漁が解禁されることはなかった。調査は1967年までは赤浜を基地として行われたが、その後、調査方法が変化し、赤浜の突棒船が用いられることはなくなっていき、調査自体も行われなくなっていく（和田 2010a: 149）。

その後の様子をAさんは、「だんだんに、オットセイもだめになるし、そっち〔他の漁〕もだめになるで、だんだん、（突棒船は）少なくなっていった」と言葉少なに語り、突棒漁は今や商売になる漁でないと説明する。和田によると、1960年代後半に調査に使われた船は、「かんばしい漁獲をあげることができず」、「1970年代に廃業に追い込まれていった」（和田 2010a: 150）。Bさんも、転換船のその後を、「かまけした〔倒産した〕のよ」、「船おっきくして、やった人だどは、みんなもぉ、潰れたのよ」と説明する。オットセイ漁規制の補償で造船された転換船の多くは、他漁業に転換したものの、漁船漁業の厳しい時代背景のなかで廃業せざるを得なかった。

Aさんは、オットセイ調査の頃の思い出を、笑い話を交えながら話すものの、一番良い時代として語るのは、調査船以前の時代のことである。カジキやイルカが多く獲れていた時代を頂点として、オットセイが獲れなくなることは、漁獲がかんばしくなくなる漁船漁業の時代背景とともに語られる。そして、漁船漁業の厳しい状況に直面した船主は、廃業に追い込まれていくこととなった。Aさんの語りからは、オットセイ漁が禁じられた後の赤浜地区の突棒船が直面した厳しい現実が垣間見え、赤浜地区の突棒漁業者が根強くオットセイ漁の解禁運動を行っていた切実さが理解できる。

4. 様々な漁に従事していく漁師

他方、漁規制を仕方ないものとして語るBさんは、漁船漁業を取り巻く状況が厳しいながらも漁業に携わり生活してきた。中学校を卒業する前から船に乗り始めたBさんは、中学卒業後に大槌近辺の様々な船に雇われたのち、1965年頃から約30年間、千葉県にある会社の船に乗り、突棒漁やイカ釣り、サバ漁などに携わってきている。1958年には生態調査の傭船にも乗り、ハンターとして船の上から銃でオットセイを狙う一人であった。

調査船でのオットセイ漁について、B さんは船の上から猟銃でオットセイを仕留めていくさまを詳しく話し、自分は少ない銃弾でオットセイを仕留めることができたのだと話す。オットセイは、皮と脂で弾がしっかりと身体に入っていかないため、柔らかいところを狙う必要があった。その上、海を泳ぎ飛び跳ねながら逃げていくオットセイを、50 メートル、遠ければ 100 メートルも離れた船の上から狙う。そのため B さんは「簡単に、そんなに、当たんねぇよ」と語る。それでも、猟銃を用いたイルカ漁の経験があった B さんは、腕のないハンターが 10 発、20 発も弾を使うなか、1 頭を 2、3 発で撃つこともあったと言う。

ただし、B さんにとって猟銃を使った漁の経験は、若いころのイルカ漁の時期と調査船の 2 か月間で、猟銃を使わない突棒漁や別の漁にも長年従事してきた。猟銃を用いない突棒漁の話を聞けば、漁の様子や魚を突くタイミングなどを語って「腕がなくてはだめだ」と言い、イカ釣りの話では、多くのイカを釣るコツを手振り身振りを加えながら語る。

サケマスの漁撈長を務めた際にも、漁師として優れた技量を示した。20 歳にはすでに漁の責任者である漁撈長を務めていた B さんは、1966 年に初めて北洋サケマス漁の漁撈長を務めることになった。この船は、サケマスの漁撈長は初経験である若い漁撈長と、素行が良くない乗組員が乗り合わせたため、普通ならば 20 日ほど沖へ出ているサケマス漁でも、すぐに港へ戻ってくると噂されていたのだという。それでも、B さんは 47 日も港に戻らず、サケマスを船いっぱいにして戻ってきた。

また、雪が降る時期の夜、電気をつけて 1 本釣りで釣り上げていくサバ漁にも長年従事してきている。そして、このサバ漁での経験を活かして、サバを生き餌に使ってメカジキの延縄漁も行ってきた。このメカジキ延縄漁では、大きなメカジキを一晩で 30 匹も釣り上げ、一晩で 200 万円の水揚げをすることもあったという。一晩で 200 万円以上水揚げすると、優秀旗をもらうことができ、B さんはこの優秀旗を頻繁にもらっていたと話す。

1992 年に約 30 年間漁撈長として雇われてきた会社を退職した後も、B さんはその腕を活かし、漁を続けている。80 歳を過ぎた今も突棒漁を続けていることについて B さんは「好きだの（が）、もぉ先だのよ。何も金儲かる訳でねえ」と語る。突棒漁は今や「いい商売」ではなくなっており、「我もわれもってやる」漁ではない。それでも、設備にかかる費用が少なく、好きで腕が良ければ行うことができる突棒漁は、B さんにとって自分が磨いてきた腕を活かして獲物を突くという、何にも代えがたい充実感を与えてくれているのだろう。

B さんにとってその腕を活かせる漁はオットセイだけではない。生態調査の頃も、時期が違えば別の漁を行い、時代の変化のなかで様々な漁に従事してきた。他方、獲れなくなるということは、国や国家間の取り決めによる規制だけではなく、獲り過ぎや潮の流れの変化によっても生じる。獲れなければ、別の商売に切り替えることもめずらしくない。そのなかで B さんは漁師を続け、自らの手腕が認められて長年漁撈長を務めてきた。このような自負があるため、B さんはオットセイ漁規制を仕方ないものとして語ることができる。

5. 結論

本稿では、赤浜地区におけるオットセイ漁の規制が漁船漁業を取り巻く厳しい時代背景のなかで生じており、規制を仕方ないものとして語ることが、その後も倒産することなく漁業を続けてこられたことによって、可能となっていることを明らかにしてきた。

太平洋戦争中には合法的に行うことが可能であったオットセイ漁は終戦後禁じられ、赤浜地区の漁業者はこのこと対して懸命に解禁運動を展開してきた。赤浜地区の船主の娘であるAさんは、イルカ・カジキ突棒漁が盛んだった第二の船の時代を頂点として、その後突棒漁が経営を維持できるような商売ではなくなっていくさまを語る。そして、Aさんの語りにおいて、オットセイ漁の規制は、漁船漁業が厳しくなっていく時代の流れのなかで生じた一つの出来事であったと位置づけられる。このことからは、赤浜地区の漁業者によるオットセイ漁の解禁運動が、漁船漁業の経営を維持するという切実な理由によって行われていたことが分かる。

他方、オットセイ漁の解禁運動の不結実を仕方ないものとして語る漁師のBさんは、調査のためのオットセイ漁に従事したこともあるものの、時期や時代によって様々な漁に従事しながら、80歳を過ぎた今も漁師を続けている。漁撈長も長年務めてきたBさんの語りからは、自らの手腕を発揮して漁師としてやってきたという自負がうかがえた。Bさんにとって重要な自らの腕を活かして漁獲することで得られる充実感は、オットセイ漁だけで得られるものでなく、現在も続けている突棒漁などからも得られる。したがって、オットセイ漁のみにこだわる必然性はなく、規制を仕方ないものとして語ることが可能であった。

オットセイ漁規制が仕方ないものとして語られる背景を考察してきた本稿では、同時に解禁運動が結実せず、その後倒産することになった漁業者にとって、規制が仕方ないものとして語りがたいであろうことを想起させる。このことは、オットセイ漁規制に順応し、漁に従事し続けることができた漁業者の姿のみを描くことの不十分さを示している。

付記

本稿は立教大学学術推進特別重点資金（立教SFR）大学院学生研究（パッケージ型）「岩手県上閉伊郡大槌町における漁業関係者の職業選択に関するライフストーリー研究」の助成の成果の一部である。この場をお借りして御礼申し上げたい。

註

(1) 2017年9月7日の聞き取り調査より。
(2) 大槌町ウェブサイト< http://www.town.otsuchi.iwate.jp/gyosei/>（最終アクセス日：2017/10/31）。
(3) 新おおつち漁業協同組合ウェブサイト< http://jfshinootuchi.jp/>（最終アクセス日：2017/10/31）。
(4) 2017年9月1日の聞き取り調査より。
(5) Aさんへの聞き取りは、2017年7月1日に実施した。
(6) Bさんへの聞き取りは、2017年9月3日、9月7日に実施した。

参考文献

大槌町漁業史編纂委員会，1983，『大槌町漁業史』大槌町漁業協同組合.
和田一雄，2010a，「大槌の突棒漁とオットセイ」秋道智彌編『大槌の自然、水、人――未来へのメッセージ』東北出版企画：130-64.
――――，2010b，『北の海獣たち――トド・アザラシ・オットセイと共存する未来へ』彩流社.
吉野馨子・西山直輝，2013，「大槌町」河村哲二・岡本哲志・吉野馨子編『「3.11」からの再生――三陸の港町・漁村の価値と可能性―』御茶の水書房：79-92.